

企業と区との連携推進懇談会設置要綱

制定 平成21年9月1日区長決定 要綱第 385 号

(設置)

第1条 区内企業と区との積極的な連携推進や企業への支援のあり方について意見を交換し、まちづくり、福祉、教育、防災など様々な分野にわたる区の政策形成に役立てるため、企業と区との連携推進懇談会(以下、「懇談会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇談会は、次の各号に掲げる事項について検討・意見交換する。

- (1)区と企業との連携および支援のあり方に関する事項
- (2)その他、区長が必要と認める事項

(構成)

第3条 懇談会は、次に掲げる者により構成する。

- (1)区長が指定する区内企業を代表する者 10名程度
- (2)その他区長が必要と認めた者

(招集)

第4条 懇談会は、必要に応じて区長が招集する。

(庶務)

第5条 懇談会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営について必要な事項は、別に定める。